

平成26年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成26年9月24日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	中塚 尚憲	2番	稲垣 誠亮
3番	北村五十鈴	4番	栢木 進
5番	岩井智恵子	6番	上杵 種雄
7番	東郷 正明	8番	太田 健一
9番	野並 享子	10番	井狩 辰也
11番	市木 一郎	12番	坂口 哲哉
13番	山本 剛	14番	丸山 敬二
15番	鈴木 市朗	16番	矢野 隆行
17番	梶山 幾世	18番	高橋 繁夫
19番	河野 司	20番	立入三千男

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	中島 宗七	総務部長	川端 弘一
市民部長	富田 久和	健康福祉部長	井狩 重則
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	遠藤 伊久也	都市建設部長	和田 勝行
環境経済部長	立入 孝次	教育部長	田中 善広
政策調整部次長	野玉 義弘	総務部次長	上田 裕昌
広報秘書課長	竹中 宏	総務課長	赤坂 悦男

出席した事務局職員の氏名

事務局長	佐敷 政紀	事務局次長	白井 芳治
書記	吉川 加代子	書記	佐々木美砂子

議事日程

第1 諸般の報告

第2 会議録署名議員の指名

第3 議第52号から議第74号まで

(平成25年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について 他2
2件)

各委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

第1 意見書第15号から意見書第21号まで

((仮称)「手話言語法」の早期制定を求める意見書(案) 他6件)

提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(立入三千男君) (午後1時00分) ただいまから本日の会議を開きます。

(日程第1)

○議長(立入三千男君) これより、日程に入ります。

日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員は20人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、お手元の文書のとおりであります。

また、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分報告書が市長より提出され、お手元に配付しておきましたので、ご確認願います。

(日程第2)

○議長(立入三千男君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第18番、高橋繁夫議員、第19番、河野司議員を指名いたします。

(日程第3)

○議長(立入三千男君) 日程第3、各委員長より委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第52号から議第74号まで、平成25年度野洲市一般会計歳入歳出決算

の認定について、他 2 2 件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第 1 0 番、井狩辰也議員。

○ 1 0 番（井狩辰也君） 第 1 0 番、井狩辰也です。

去る 9 月 4 日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9 月 1 2 日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

議第 6 9 号野洲市住民投票条例の一部を改正する条例、議第 7 4 号新市まちづくり計画（市町村建設計画）の変更について、以上の 2 議案を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第 6 9 号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第 7 4 号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（立入三千男君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第 1 4 番、丸山敬二議員。

○ 1 4 番（丸山敬二君） 第 1 4 番、丸山敬二です。

去る 9 月 4 日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9 月 1 2 日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、報告いたします。

議第 7 0 号野洲市福祉事務所条例及び野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例、議第 7 1 号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例。

以上の 2 議案を議題として、詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました結果、議第 7 0 号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第71号については、採決の結果、可否同数であったため、委員会条例第16条第1項の規定により、本職が本案を可決すべきと裁決し、委員会として原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（立入三千男君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第18番、高橋繁夫議員。

○18番（高橋繁夫君） 第18番、高橋繁夫でございます。

去る9月4日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月16日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、報告いたします。

議第72号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例、議第73号野洲市営住宅条例の一部を改正する条例。

以上の2議案を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査しました結果、議第72号及び議第73号は、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（立入三千男君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第15番、鈴木市朗議員。

○15番（鈴木市朗君） 第15番、鈴木市朗です。

去る9月4日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました予算を審査するため、9月12日及び16日に各分科会を、19日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、ご報告申し上げます。

まず、議第63号平成26年度野洲市一般会計補正予算（第2号）、議第64号平成26年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第65号平成26年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第66号平成26年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第67号平成26年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）、議第68号平成26年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）。

以上、6議案を議題として、詳細な説明を受け質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第63号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第64号から議第68号までの5議案は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました予算の審査結果の報告といたします。

○議長（立入三千男君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

第19番、河野司委員。

○19番（河野 司君） 第19番、河野司です。

去る9月4日の本会議におきまして、決算特別委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月9日、10日、11日に各分科会を、そして、19日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、ご報告申し上げます。

まず、議第52号平成25年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、議第53号平成25年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第54号平成25年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議第55号平成25年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第56号平成

25年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第57号平成25年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第58号平成25年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第59号平成25年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、第60号平成25年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第61号平成25年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、議第62号平成25年度野洲市水道事業会計決算の認定について。

以上、11議案を議題といたしまして、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第52号から議第55号までの4議案については、賛成多数にて、原案のとおり認定すべきものと決しました。また、議第56号から議第62号までの7議案については、全員賛成にて、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、決算特別委員会に付託を受けました決算の審査結果の報告といたします。

○議長（立入三千男君） これより、決算特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第52号から議第74号までの各議案について、討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、発言を許します。

まず、議第52号について、第8番、太田健一議員。

○8番（太田健一君） それでは、平成25年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定についてに対する反対討論を行います。

今回の決算においては、総合防災センターやさくらばさまこども園の建設、小・中学校施設の耐震化や校舎の増築、クリーンセンター整備の着手、生活困窮者支援事業、さまざまワクチンの定期接種と無料化など、子育て支援や教育、高齢者や障がい者に対する福祉施策の充実、商工業や農林水産も含め市民参加の仕組みをもとにした予算執行や、市民の願いに応えられ、市民の暮らしを優先した事業を実施された事に対しては、まず評価できるものと考えます。

しかし、法人市民税や固定資産税は4億円近くふえてはいるが、個人市民税は3,000万円以上減っている状況からも、資産家や一部の輸出大企業は儲けていても、市民の懐はさらに寂しくなっているというのが実態であり、アベノミクスで景気は回復していないことが、この数字に明らかにあらわれています。それどころか、市民には所得は上がらない中で、食料品などの物価の上昇やガソリン代の高騰、年金削減など社会保障の後退によって、厳しい現実が暮らしに大きな負担となっています。

こうしたように、行政側の財政的な観点ではなく、市民の暮らしが大変な状況であるという観点に立った予算の執行をすべきであったと考えます。

そうした意味では、歳入に関して、例えば、24年度に年少扶養控除の廃上による市民負担増がそのまま推移している現状は変わっていません。子育て世帯の負担が大きいままである状況の中で、市民の要望でもある中学校卒業までの子どもの医療費無料化などがされていないことや、後でも述べますが、就学援助制度で実施されてない施策等、子育てに対して冷たいものであると言わざるを得ません。

はじめに述べたように、評価できることもたくさんありますが、議案質疑で行ったように、当初予算で問題や課題を指摘しているにも関わらず、そのまま執行されている点が幾つかあり問題と考えます。

まず1点目に、小中学校の児童・生徒の就学援助制度について、国として、PTA会費、部活動費、生徒会費等が準要保護世帯も対象となり、地方交付税措置されたにも関わらず補助されていないこと。

2点目に、県下でも4番目に高い国民健康保険税に関して、一般会計からの法定外繰入をやめたままであることや、基金の取り崩しを行っていないことにより負担増が解決していないこと。

3点目に、市内大企業に対して、約束だからと工業振興助成金を支払い続けている一方で、厳しい経営状況にある市内中小企業に対する施策は不十分であると考えます。

例えば、市の経済の活性化の起爆剤ともなり、中小零細企業への支援策ともなる住宅リフォーム助成制度に関しては、全国的にも実施する自治体が急増しているにも関わらず、効果に疑問があるとの繰り返しで実施しようとしておられません。

個別に市独自の利子補給制度を行っていることを何度も述べられていますが、この数年、制度の活用がゼロであることから、利用されない施策は、単なる絵に描いた餅に過ぎないのではないかと感じている。さらに、商工会からの要望がないことも実施されない1つ

の理由とされていますが、待つのではなく、行政から積極的な施策導入の姿勢が必要であると考えます。

4点目には、同和行政の終結に関して、個人施策に関しては期限内の修了へと向かっていますが、特定の団体、部落解放同盟が事実上主催する集会や大会に、市が補助や負担金を今回の歳出でも続けられています。特定の団体が主張する運動と方針に、結果として行政が補助や負担金として荷担することは、市民に公平・公正の行政を進めなければならない行政が、これに反することにもなり、民主主義そのものを否定することになると考えます。

それぞれの問題点に関して委員会でも質疑を行いました。交付税措置に対する認識の違いや、受益者負担の公平性の観点の違いを軸とした答弁内容でありました。

しかし、やはり市民の暮らしが大変であるといった立場に立った決算とはかけ離れているように感じています。確かに、市独自として行われているさまざまな施策や事業も多くあり、その点に関しては、もちろん評価すべきものでもありますが、市民サービスは破っても大企業との約束は守るといった姿勢や、厳しい暮らしを余儀なくされておられる市内の人々への支援は行わずに、特定の団体には手厚い補助を行うなど、公平・公正でない決算を到底認めるわけにはいきません。

以上、平成25年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定についてに対する反対討論とします。

○議長（立入三千男君） 次に、第4番、栢木進議員。

○4番（栢木 進君） 第4番、栢木進でございます。

ただいま議題となっております議第52号平成25年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

平成25年度の一般会計決算を見ますと、回復基調の経済情勢であることが市税の収入動向で見て取れます。特に、個人市民税では、わずかながら減少したものの、法人市民税では、24年度に比して約2億5,000万円の増収に転じたことから、当初予定された財政調整基金の取り崩しを回避され、さらに積みましされるといった堅実な運営をされたところであります。

平成25年度の一般会計歳出決算では、市民の安心・安全の拠点となる新しい総合防災センターや、幼保一元化となるさくらばさまこども園を完成されたこと、また、都市の機能の発展に寄与する雨水幹線事業に見られる治水対策、野洲駅篠原両駅の整備事業、子ど

もたちの通学路安全対策や橋梁の長寿命化やクリーンセンター施設整備の維持等、市民の生活に直結した基盤を確実に押し進められたものと考えております。

また、ソフト事業の展開においても、子育て支援に係る各種関連事業や、高齢者や障がい者、生活困窮者への生活支援にかかる関連事業の推進、また、銅鐸の里帰りを実現された盛況のうちに開館25周年記念展を成功されており、市民が安心して暮らせるための施策や「野洲の元気」を実現する施策の取り組みにも評価できると考えます。

このように、防災機能、都市機能、生活機能などの基盤整備事業が順調に展開され、ソフト事業においても、支援を必要とする市民の安心・安全確保が最優先に押し進められているものと受けとめています。これらの施策は、いずれも市民ニーズに的確に対応し、市民目線に立った施策の展開をされていると言えます。

ただ、今後においては、引き続き野洲駅周辺整備事業やこども園整備事業、クリーンセンター整備事業など大規模事業が予定されており、年々増加をたどる扶助費や公債費といった義務的経費への対応などを考えあわせると、多額の財源を必要とする課題が山積しております。

国内では、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動から緩やかに回復していく状況であるものの、海外景気の下振れ懸念等と言ったように、先行き不透明感が漂う状況であるようですが、本市としては今後の動向を冷静かつ客観的な視点で注視しつつ、限られた財源を有効に活用し、事業効果を最大限上げることで、本市が目指すまちづくりの実現に向けて公平性、透明性の観点から更なる努力を重ねていただくことを望み、平成25年度一般会計歳入歳出決算の認定についての賛成討論といたします。

ありがとうございます。

○議長（立入三千男君） 次に、第10番、井狩辰也議員。

○10番（井狩辰也君） 第10番、井狩辰也です。

議第52号平成25年度野洲市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成討論を行います。

昨年8月議会の新病院整備に関する補正予算（新病院整備基本構想策定支援業務委託420万円）に対して、財政基盤の健全化に対する方策の輪郭が示されていない中で、新病院の整備に関する予算を計上されることは、時期尚早であるとの理由で反対をいたしました。

その後、本年8月に行財政改革推進計画が提出されました。その中で、財源不足が平成

27年度では約5.6億円、平成28年度では約4.7億円、その2年を除いては、おおむね2億円から3億円が生じるものと予測されています。

この恒常的な財源不足を基金で補う構造からは脱却を図るべきであるとして、3億円程度の収支改善を目標と設定されたものの、まとめには、目標額3億円に達することができませんでした。地方交付税の現状や基金残高などを勘案すると、たちまち危機的な状況にあるということではありません、とあり、目標額に達していないのが現状であり、大変危惧をしているところであります。

栢木議員の賛成討論でもあったように、野洲駅周辺整備事業やこども園整備事業、クリーンセンター整備事業など、大規模事業が予定されており、年々増加する扶助費や公債費など財政的な課題が山積しており、新病院の整備には、たしかな行財政改革が必要と考え、新病院整備に関する決算については、反対はするものですが、その他の施策については評価できるものと考え、総合的な判断のもと、議第52号平成25年度野洲市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成するものです。

以上です。

○議長（立入三千男君） 次に、議第53号について、第7番、東郷正明議員。

○7番（東郷正明君） 第7番、東郷正明です。

議第53号の平成25年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出に反対の立場から討論します。

国民健康保険の被保険者の多くは、年金暮らしの人や非正規雇用の低所得者、農業、個人経営などの人たちです。本市では財政調整基金を使うことなく、法定外の繰り入れを行わずに、介護納付金が足らなくなるという理由で引き上げがされたことはいかかなものかと思います。

社会保険は企業負担が50%で、国民健康保険は国庫支出金が16.8%しかなく、保険税が2倍以上の保険税というのは社会保障制度として不公平そのものであります。また保険税の算定基礎が収納率から出されていることは、相互扶助の目的であり、憲法84条の新たに租税を課し、または現行の租税を変更するには、法律、または法律の定める条件によることを必要とする、に反しないとのことでありますが、真面目に国民健康保険税を払っている人が、未納分者の分を上乗せされるというのは、納得のできるものではありません。

滞納者の所得階層別の収納率は、所得500万円を超えている人では96.7%で、300万円以下では94.96%となり、33万円以下になると84.3%まで下がってし

まいます。これは、年金暮らしの低所得者などには、払いたくても払えないのが実態である。

こうした人から、一人ひとりの実情を聞かずに、健康保険証を取り上げるのは、憲法25条の健康で文化的な生活を営む権利や、全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の増進に努めなければならないとあり、これに反します。また資格証明発行は、172世帯と県下でも割合が高い状況です。医療機関に行けば窓口では10割負担となり、これでは病院にも行くこともできません。生きる権利さえ奪われてしまいます。

以上のことから社会保障の精神に逸脱していると考え、議第53号平成25年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出について、反対するものであります。

○議長（立入三千男君） 次に、第16番、矢野隆行議員。

○16番（矢野隆行君） 第16番、矢野隆行でございます。

それでは、ただいま議題となっております議第53号平成25年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

現行の国民健康保険制度は、国民健康保険法が昭和33年に制定され、国民皆保険体制確立から約半世紀以上が経過しております。この間、全国民に医療保障を行うという国民皆保険体制の基盤となる制度として、国民医療を根底で支えてきました。しかしながら、国民健康保険制度は、近年の医療費の高騰や長期不況による低所得者の増加、また被保険者の高齢化等、非常に厳しい財政運営を余儀なくされております。

このような中での野洲市国民健康保険事業の平成25年度決算として、収支におきまして、1億3,428万5,632円の黒字、単年度の実質収支では約7,700万円の黒字決算となっております。一般会計からの繰入金の関係につきましては、国が示します繰出基準を基本において運用されているところであります。

国民健康保険税の収納状況を見ますと、全国的に徴収が厳しい中、現年度分の徴収率95.34%で、県下でも上位。13市の中で1位の徴収率となっており、その収納対策は、十分評価に値するものと考えております。また、医療費の適正化を推進するための特定健診受診率は53.7%となり、市民の健康増進や医療費の適正化にも寄与しているものと推察している次第でございます。

一方で、平成25年12月に制定されました社会保障改革プログラム法に基づいて平成29年度からの国保の財政運営は、都道府県に移行するなど国民健康保険制度を取り巻く状況が大きく変わろうとしているところであります。

いずれにいたしましても、本市国保事業の安定化及び健全化のため、引き続き医療費適正化に努め歳出の抑制を図ることや、保険税徴収率の向上による歳入の確保に努めるなど、今後ともより一層の経営努力を重ねられることを強く要望いたしまして、平成25年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての賛成討論といたします。

○議長（立入三千男君） 次に、議第54号について、第9番、野並享子議員。

○9番（野並享子君） 議第54号平成25年度野洲市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

後期高齢者医療保険は2008年4月からスタートし、今年で6年になります。75歳以上の方を切り離し、県が運営する高齢者医療保険制度となりました。介護保険と同様に、負担割合が決められ、国が5割、都道府県が1割、市町村が1割、支援金が4割と、そして、保険料が1割と決められました。2年に1度の保険料の見直しが行われています。

発足当初に比べ、均等割りが5,375円引き上げられ4万3,550円になり、所得割が1.27ポイント引き上げられ8.55%になりました。高齢化に伴う医療費の増大と共に保険料の引き上げとなっています。

後期高齢者支援金として、赤ちゃんから74歳まで保険料を納めることになっています。国保税の納付書を送られてきている、その中の資料を見ていただきますと、書いていますように、所得割は1.9%、均等割1人に付き7,400円、平等割1世帯に付き6,100円となっています。

国保税を払っておられる方から、均等割として1人7,400円であり、赤ん坊や子どもからも高齢者支援金を取るのかというような声があります。介護保険の場合は、40歳から65歳未満の方々から均等割がとられています。国保会計の決算で後期高齢者支援金として1億9,227万円の歳入があり、1人当たり1万7,230円を出していることになります。また市としての負担が1割あり、国保会計から後期高齢者支援金負担金として、5億8,290万円支出しています。1人平均5万2,236円になります。75歳以上からの保険料も、3億3,934万円を徴収しています。1人平均6万7,977円です。年金天引きの方と年金が少ない方は、納付書で納めることになっていますが、納付書の方で、74万5,812円が滞納繰り越しとなっています。

国保と同様に資格証明証や短期保険証が発行されることになっており、4名の方に発行されています。介護保険料と後期高齢者保険料の合計額が年金の2分の1を超える方から、納付書か口座振替ということになっていますが、年金の50%以上も保険料をとるとい

非情な保険制度となっています。

以前は、扶養家族で保険料を納めなくてもよかった人も、後期高齢者医療保険は全ての人が保険料を払うことになりました。また本人1割負担を2割負担にすることが言われているなど、ますます負担増が懸念される状況であり、この後期高齢者医療保険制度は廃止以外にございません。

よって、この決算に反対をいたします。

以上です。

○議長（立入三千男君） 次に、第13番、山本剛議員。

○13番（山本 剛君） 第13番、山本剛です。

ただいま議題となっております議第54号平成25年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月より施行され、制度7年目となり、平成25年度は、安定した制度運営がなされたものと評価しております。

さて、本市の後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、この後期高齢者医療保険制度の実施主体が滋賀県後期高齢者医療広域連合であり、本市での業務内容は、市民への相談・受付窓口となり、また、後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務を行うものであります。

保険料の収納率につきましては、野洲市は現年度分99.73%で、滋賀県全体の平均収納率99.62%を上回っております。これは、収納率の確保にきめ細かな対応で努力された結果であると評価するものであります。保険料の適正な徴収は、負担の公平性を確保するために不可欠なものであり、今後も高い収納率の確保に努められますよう希望するものです。

現在、これからの高齢者医療のあり方につきましては、社会保障制度改革国民会議において議論がされ、昨年8月に「現行制度を基本としながら必要な改善を図っていくことが適当とされている」と報告がされたところです。全国民の8人に1人が75歳以上、野洲市においても10人に1人が後期高齢者医療保険の被保険者であり、今後ますます高齢者が増加するのは確実な状況であります。

このような中、私たち市民、誰もが安心して医療が受けられる医療制度の維持を願うところであります。今後とも引き続き、適切な制度運営、財政運営に取り組んでいただくことを希望し、平成25年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する賛成討論

といたします。

○議長（立入三千男君） 次に、議第55号について、第9番、野並享子議員。

○9番（野並享子君） 議第55号平成25年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

2000年から始まった介護保険制度です。3年ごとに保険料の見直しが行われ、来年は第6期の見直しの時期になります。5期の保険料見直しで、老健施設が稼働することを見込んで保険料が決められましたが、25年度決算では、開設がおくれ、ベッドも半分ぐらいしか稼働していないため、基金繰り入れに3,400万円、繰越金が5,730万円となり、当初予算より8,100万円ふえました。基金残高も1億4,700万円となりました。不納欠損は143万8,222円であり、高すぎる保険料の反映でもあります。

26年度で基金を8,600万円取り崩しており、27年度は保険料の引き上げが予想されます。高齢化と共に保険料は引き上げられ、当初1号被保険者の負担は、17%であったのが、21%となっています。利用を抑制するために、給付の見直しが進められており、来年度から要支援1・2を保険から外し、地域包括ケアシステムに移すことになっています。

野洲市は民間委託でなく、直営で運営することを表明され評価するところではありますが、国はこれまでより報酬単価の引き下げを求めており、なかなか厳しい現実があります。また、利用料も年間所得が160万円以上の高齢者の利用料を2割に引き上げ、さらに障害年金や遺族年金も収入と見なし、預金、有価証券の資産が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円あれば、補足給付の対象から外すことになっています。単身で1,000万円と言えば多いように思われるかもしれませんが、現在、老健施設などは月16万円ぐらいいります。年間192万円。5年2カ月でゼロとなってしまいます。低所得者判定に資産を用いる仕組みは、他の福祉制度の先駆けとなりかねません。

25年度決算とは関係ないと思われるかもしれませんが、国の目指す高齢者福祉の仕組みは、効率化と重点化を図るということで、限りなく保険あって介護なしという状況をつくり出そうとしています。

社会保障制度改革推進法の廃止を国に要請されることを求め、反対討論とします。

○議長（立入三千男君） 次に、第5番、岩井智恵子議員。

○5番（岩井智恵子君） 第5番、岩井智恵子でございます。

ただいま議題となっております、議第55号平成25年度野洲市介護保険事業特別会計

歳入歳出決算の認定については、賛成の立場から討論を行います。

介護保険制度は、急速な高齢化により、それまで主に家族が担っていた介護が限界となり、介護を社会全体で支える社会保険の仕組みとして、平成12年度からスタートし14年が経過しました。この間、要支援・要介護の認定者及びサービス利用者の増加に伴い、給付費も増加していますが、常に安定した運営をされてきました。

平成25年度介護保険事業特別会計決算においても、歳入歳出差引額が3,455万6,319円の黒字決算となっており、安定した制度運営がなされたものと評価しております。

特に保険給付費においては、要介護等認定者数の増加等により、給付費総額は、前年度よりも9.7%増の29億5,676万7,579円となっていますが、一方の歳入において、国・県・社会保険診療報酬支払基金からの収入の他、保険料収入等、着実な財源確保をされています。

介護保険料の収納実績を見ますと、収納率が98.8%と、前年度と同様の高い水準でありまして、これは県下でも上位の収納率となっており、その徴収事務の努力が伺えるものであり、一定評価できるものと考えております。

また、介護保険料については、社会保険制度の仕組みとして被保険者全員で負担し合うことが基本となっていますが、その額は、負担能力に応じた保険料となるよう設定されており、低所得者にも配慮されているものと考えます。

今後も高齢者人口の増加と共に、要介護者等が増加し、保険給付費の増加が見込まれますが、介護保険事業の運営においては、今後も適正な管理執行のもと安定した財政運営に努められるようお願いし、平成25年度介護保険事業特別会計決算の認定における賛成討論とします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（立入三千男君） 次に、議第63号について、第9番、野並享子議員。

○9番（野並享子君） 議第63号平成26年度野洲市一般会計補正予算について、反対討論を行います。

補正額3億168万円の補正であります。主なものは大手企業の法人市民税の減額が2億6,500万円と、就園奨励事業の拡充により幼稚園使用料が無料になる対象がふえたために1,300万円の減収。増額になるのが、普通交付税の確定で2億1,900万円。マイナンバー制度の開始に伴うシステム改修費が1,200万円。基金からの繰り入れが600万円。決算剰余金の2分の1の1億8,500万円。このマイナンバーシステ

ムの改修費に2,849万円となっております。高齢者の肺炎球菌及び水痘予防接種の定期化による増額が2,985万円。障がい児の放課後デイサービス事業の増加で、3,200万円などが主なものであります。

この中で、未制度の拡充により、幼稚園の保育料が無料やまた減額になる対象者がふえたことや、予防接種の定期化や障がい児の放課後デイサービスの増加などは、市民にとって喜ばれるものであります。しかし、100%国や県が負担するのではなく、市の負担が伴うものであり、国の制度を充実と共に、必然的に基金からの繰り入れが必要となりました。

また、今回の補正で指摘しなければならないのは、マイナンバー制度によるシステム改修費など、2,850万円の支出であります。これも国からの補助金は1,200万円です。このシステム改修は、税と社会保障を一体の番号にすることです。個人情報情報が漏えいしやすいとしてこれまでから反対の声がありました。

委員会審議でメリットとして、法務局などでの申請時に、いろいろな書類が必要だが、マイナンバーを表示すれば全て解決するとか、さまざまな制度での対象者が瞬時に明らかになるなど、話されました。

漏えいに関しては、暗号化して、外部に漏れることはない。個人情報、各自がインターネットで確認することができるなどと言われました。しかし、システム補修などは外部委託であり、漏えいされる可能性は否定できません。現に最近、ベネッセで外部委託している派遣社員が、情報を入手し売買されていたことが判明しました。一旦外部に出てしまったものは、消し去ることができません。個人資産や、個人情報が瞬時に漏れてしまうということは、プライバシーの侵害と悪用される危険もあります。

委員会での説明では、生活保護を同じ人が各地の自治体から名前を変えて受けていたが、そのようなことができなくなるとか言われていたが、このようなごく一部の方が悪用されていることと、何十万人、何百万人の情報が外部に漏れることを比べると、比較にならないぐらいデメリットが大きい状況であります。国の制度とはいえ、市民のためにならない補正予算であり反対をいたします。

以上です。

○議長（立入三千男君） 次に、議第71号について、第9番、野並享子議員。

○9番（野並享子君） 議第71号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

今回の改正は、学童保育の保育料を引き上げることであります。季節保育料を現行4万

円から3年かけて5万7,000円に引き上げ、第2段階として、平成31年には通年保育料を年間12万6,000円、季節保育料を6万2,000円にすると計画されています。

これまで保護者連絡会などが入った運営協議会で議論を積み重ねてきたことであり、これ以上の案はないと総括質疑で答弁されました。引き上げの根拠にされたのが、通年の時間単価が109.5円。季節が76.6円であり、季節が安いとなっています。しかし、この根拠で、通年の子どもが毎日3時間の保育ということで、保育時間だけが基本になっています。しかし、保育時間は3時間ですが、指導員は朝から夕方まで8時間、常勤で働いておられる方が、53人おられます。また、非常勤で4時間働いておられる方は、62人おられます。費用単価を出すなら、この方々の人件費を基本に、通年保育の単価を出すべきであり、季節が高いという積算根拠は成り立ちません。通年より季節の方が、電気代や水道代などふえますが、ふえる金額は1%であり、圧倒的に人件費であります。

野洲市は、指導員の身分保障をして常勤職員をきちんと配置されており、保育の質の高さは評価しています。積算で出されている表で、障がい児加配の人件費のみ外枠にし、残りを市の負担分と保護者負担分を50%ずつ、7,529万円にするために、季節保育料を155%に引き上げることになっています。そのために、保育園の4歳児の保育料より高くなる状況が生まれています。

現時点でも、8月の保育料は、季節は1万5,000円。減免規定がありますので、保育園の保育料で階層区分のA、B、C1の方までは学童の方が安いのですが、C2、C3、の階層の方は高くなります。これが2万2,000円になれば、D1、D2、D3の方も高くなります。保護者の所得で一番多いのがD8階層と言われていましたが、所得税10万3,000円から21万9,000円の方で、保育料は2万9,200円です。学童の方が7,200円安くなります。2番目に多いのがD3階層と言われていましたが、所得税9,000円から4万円未満であります。この階層の保育料は2万200円ですから、1,800円高くなります。

保育園は応能割で所得に応じてだが、学童は応益割で一律だから仕方がないということを言われましたが、結局、所得の低い人ほど負担が重くなるということでもあります。このようなこどもの家の保育料が低所得者ほど重くなっていくというような状況になり、また、低所得者ほど保育が必要な場合が多いにも関わらず、学童から排除されるというような状況に陥る可能性があります。

よって、今回のこどもの家の保育料、季節を引き上げていくという、そういう計画になっていることに対して反対をいたします。

以上です。

○議長（立入三千男君） 次に、第6番、上杵種雄議員。

○6番（上杵種雄君） 第6番、上杵種雄です。

ただいま議題となっております議第71号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

こどもの家については、合併後に市と保護者の方々との間で、待機児童の解消に向けた施設の整備や、保育の質の確保、そして、学童保育所の安定した運営のあり方について、何度も協議を重ねられてきました。

その中で、この問題を客観的な立場から考え方の集約をするため、社会保険労務士等の専門家や、学校関係者や保護者の代表等で構成される「野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会」を設置され、こどもの家のあり方について意見を集約し、市に対して昨年5月に提言書を提出されました。今回の条例改正は、この提言に基づくものであります。

委員会の会議は常に公開で開催され、その都度議会や学童保育所の関係の会議等へ報告がされています。また、市のまちづくり座談会等を通じて市民の意見を聞く機会を得るなど、あらゆる機会を捉えて議論をオープンにして課題整理を行い、また保護者との合意を得た案として提案されたものであります。平成22年度から23年度にかけて施設整備をされたことから、これまで大きな課題となっていた待機児童も解消されました。

今後は、このこどもの家が持続ある運営をなされることが大切であり、そのためには保護者が負担される通年の保育料と、季節の保育料の均衡を図ることです。そして、市と保護者がそれぞれ応分の負担をすることが必要不可欠なものであります。

したがいまして、これまで議論を積み上げ、案をまとめていただいた多くの関係の皆さんの思いを尊重する意味からも、今回の条例改正に賛成をするものであります。

○議長（立入三千男君） 以上で通告による討論は、終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議第52号から議第74号までの各議案について、順次、採決いたします。

まず、議第56号から議第62号まで、議第64号から議第70号まで、議第72号及び議第73号について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま宣告いたしました議案16件については、各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第56号から議第62号まで、議第64号から議第70号まで、議第72号及び議第73号の議案16件については、各委員長の報告のとおり決しました。

次に、議第52号平成25年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

議第52号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第52号は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議第53号平成25年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

議第53号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第53号は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議第54号平成25年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

議第54号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第54号は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議第55号平成25年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

議第55号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第55号は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議第63号平成26年度野洲市一般会計補正予算(第2号)について、採決いたします。

お諮りいたします。

議第63号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第63号は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議第71号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

議第71号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第71号は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議第74号新市まちづくり計画(市町村建設計画)の変更について採決いたします。

お諮りいたします。

議第74号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第74号は、委員長の報告のとおり決しました。

暫時休憩をいたします。

(執行部退席)

○議長(立入三千男君) 暫時休憩いたします。

(午後2時09分 休憩)

(午後2時30分 再開)

○議長(立入三千男君) それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りいたします。

意見書第15号から意見書第21号までを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書第15号から意見書第21号までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長(立入三千男君) 追加日程第1、意見書第15号から意見書第21号まで(仮称)「手話言語法」の早期制定を求める意見書(案)他6件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

意見書第15号について、第5番、岩井智恵子議員。

○5番(岩井智恵子君) 第5番、岩井智恵子でございます。

それでは、(仮称)「手話言語法」の早期制定を求める意見書(案)について、説明をさせていただきます。

皆様もご承知のように、手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使うことで、独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきましたが、ほとんどの聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

国連で採択されました障害者権利条約の日本の批准の関係や障害者基本法の規定につきましては、意見書には記載のとおりですので省略させていただきますが、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に示し、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学び、自由に手話が使え、さらには、手話を言語として普及研究することができる環境整備に向けた法整備を、国として実現することが必要であると考えます。

以上のことから、国に対して(仮称)手話言語法の早期制定を強く求めるものでございます。

以上、この意見案の提案説明をさせていただきました。皆様の賛同をどうかよろしくお願いたします。

○議長(立入三千男君) 次に、意見書第16号について、第19番、河野司議員。

○19番（河野 司君） それでは、意見書第16号新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める意見書（案）について、概略を説明したいと思います。

これまで、国内の新聞販売店が活字文化の発展に寄与されてきたことや、また、新聞の高い普及が、現在まで国民の学力また技術力等を支えてきた現状につきましては、意見書に記載のとおりでございます。

しかし、近年、活字離れが進む中で、書籍と共に新聞の購読率は低下傾向にございまして、次の世代の知的水準に深刻な影響を及ぼすものと深く憂慮をしているところでもございます。そして、また今回の消費税の10%への増税によりまして、この新聞離れがさらに加速することが懸念をされているところでございます。

消費税に関しましては、欧州の大半の先進国が民主主義を支える公共財として、新聞等に対し軽減税率を導入しているのも現実でございます。

以上のことから、政府に対し、次の2点について強く要望をしていきたいと、このように思っているところでございます。

1点目にはまず、消費税に軽減税率を導入することでございます。なお、この軽減税率の対象範囲につきましては、国では現在、与党税制協議会におきまして、広く国民の意見を聞いているところでございまして、その詳細については、協議会の検討結果に委ねたいと考えております。

次に、2点目には、先ほど説明いたしましたように、新聞の果たす使命は多大であることから、新聞購読料については軽減税率を適用すべきということでございます。

よろしくご賛同を賜りたいと、このように思います。

以上、概略説明とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 次に、意見書第17号について、第16番、矢野隆行議員。

○16番（矢野隆行君） 第16番、矢野隆行でございます。

意見書（案）を朗読いたしまして、説明いたします。

軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書（案）でございます。

軽度外傷性脳損傷は、転倒や転落、交通事故、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受けた際に脳が損傷し、脳内の情報伝達を担う軸索と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する疾病です。

その主な症状は、高次脳機能障がいによる記憶力、理解力、注意力の低下をはじめ、て

んかんなどの意識障がい、半身まひ、視野が狭くなる、匂いや味がわからなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など、複雑かつ多様でございます。

しかしながら、軽度外傷性脳損傷は、受傷者本人からさまざまな自覚症状が示されているにも関わらず、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労働者災害補償保険、労災でありますけれども、や自動車損害賠償責任保険の補償対象にならないケースが多く、働くことができない場合には、経済的に追い込まれ、生活に困窮することもあるのが現状であります。さらに、本人や家族、周囲の人たちも、この疾病を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しむ状況も見受けられております。

世界保健機関（WHO）においては、外傷性脳損傷の定義の明確化を図ったうえで、その予防措置の確立を提唱しており、我が国においても、その対策が求められるところです。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望します。

記、1つ、軽度外傷性脳損傷（MTBI）について、国民をはじめ、教育機関等に対し、広く周知を図ること。1つ、画像所見が認められない高次脳機能損傷の労災認定にあたっては、厚生労働省に報告することとされているが、事例の集中的検討を進め、医学的知見に基づき、適切に認定が行われるよう、取り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

なお、追加説明でありますけれども、この意見書（案）につきましては、大阪の軽度外傷性脳損傷仲間の会、これは大阪にございますけれども、代表の藤本久美子様からも陳情書として、野洲市議会にも提出されておりますので、皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（立入三千男君） 次に、意見書第18号について、第9番、野並享子議員。

○9番（野並享子君） 意見書第18号外形標準課税の拡大に反対する意見書（案）について、趣旨説明を行います。

この外形標準課税というのは、これまで資本金1億円以上に適用をしてきました。それを、今回1億円以下の企業にも拡大するということが検討をされています。

外形標準課税というのは、従業員数や資本金、事業所のスペース、こういったことをベースに税金がかけられています。そのために、所得税と違って、赤字でも税金を払わなければならないシステムということになっております。また、給与がふえれば、税がふえる

というような仕組みにもなっておりまして、本当に大きな矛盾を抱えています。

全事業所の9割が中小企業。そして、そこで働く人、全体の従業員の7割が中小企業で働いています。このように日本経済を支えている中小企業に対して、法人税の引き下げを財源として、このような赤字でも課税をするというような外形標準課税の拡大は、すべきでないと考えております。

よって、意見書に対して、国に意見を上げていくということを、議員の皆さんの賛同をお願いいたしまして、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 次に、意見書第19号について、第8番、太田健一議員。

○8番（太田健一君） それでは、35人学級実現と加配教職員の増員を求める意見書（案）についての提案説明を行います。

2011年度から始まった35人学級は、小学校1年生の分が法定化されているのみでありまして、地方自治体任せになったままであります。さらに、文部科学省は国として計画的に法改正も含め、少人数学級実施に取り組むことを拒否しています。この間、少子化による子どもの数の減少を口実に、教職員定数そのものは大きく減らされて来ましたが、加配や非正規化で補うに留まっています。

文部科学省の有識者会議では「学校の組織運営の面や教育内容の質の維持・向上の面で支障が生じている」とも指摘されています。さまざまな施策を打ち出し、教職員の負担軽減に役立つと期待しているが、あくまでサポートであって、多くの保護者や教職員が期待する少人数学級が進むものではありません。

いじめ問題の解決のためにも、35人学級など少人数学級を進めることを基本とし、加配増加などを含めた教職員の増員で、教師と子どもとがしっかり向き合える環境をつくる事が大切であります。

野洲市の現状にも置き換えて考えますが、国は40人学級を定数として進めていて、野洲市だけではないのですが、地方では35人で頑張っている自治体もありますが、だから、教員が足りないといった現実があります。

大規模校に対しては、加配があつたりしていますが基本的には足りない。私の知り合いの小学校の教師をされている方も、そこはちょっと田舎まちですけど、25人でも、やはり大変だと言っています。今は、子どもの教育ということに関して、僕たちの時代と違って、一人ひとりと向き合っていかなければ、なかなかしっかりとした教育ができないといった時代という背景もあります。

野洲市では、例えば、三上小学校や篠原小学校では、校長先生も授業に出ておられます。何度か別件で学校を訪問したときに、校長先生もおられなくて、事務の方が対応されるというようなときが何度もありましたが、そうしたように校長も授業をしなければならないといったような現状もあって、大変な思いをされています。

先日、文教福祉の視察研修でも、池田市の小中一貫教育ということを視察してきましたが、これも、最初は、なるほどなと思いましたが、これは国が進めている施策であって、統廃合ということが基本にあります。そうではなくて、本来は、やはり少人数学級ということを進めていこうということで、野洲市の場合は、これは何度も言っていますが、同和行政の中で、同和教育ということで、例えば、野洲小学校の教員の方は、普段の授業以外にも他の同和教育に対する時間を割かなければならんといったような実態が多くあります。そういった問題も解決していくためには、やはり国が35人であったり、少人数学級を進めていくことは大事なことだと思います。

以上、地方自治法第99条の規定によって、意見書を提出します。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（立入三千男君） 次に、意見書第20号及び意見書第21号について、第7番、東郷正明議員。

○7番（東郷正明君） 7番、東郷正明です。

意見書20号のコメの暴落に関して緊急対策を求める意見書（案）について、趣旨説明します。

平成26年度米は、国の需要見通しの誤りや過剰作付により米価の大暴落が起こっている。今年から経営安定対策が半減され、米価変動補填交付金も事実上廃止されたもとの、これまでさえ生産コストを大幅に下回っているにも関わらず、さらに、米価が下落すれば、担い手層の経営への打撃は、計り知れないものがあり、再生産が根底から覆されることとなります。

第3期は、コシヒカリ一等米で3,100円も下落し、とてもじゃないがやっていけないと、農家の落胆ぶりは激しいものがあります。米の生産はまちの重要な産業であり、衰退させるわけにはいきません。政府は、主食米から飼料米への転換を助成金で誘導していますが、対策の初年度ということもあり、種もみの確保、マッチング、貯蔵・調整施設などが未整備であり、生産現場での対応ができない状況にあります。

この米価の下落は、昨年行われた食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、今年6月末での在庫が、2年前に比べて75トンもふえる見通しを政府が認識していたにも関わらず、なんの対策も講じてこなかったことにあります。

主食の米の受給と価格の安定を図るのは、政府の役割です。稲作農家が安心して米づくりに取り組める環境の確立と、政府の責任において緊急に政府買入れの実施及び、26年度以降の過剰米処理対策を早急に行い、米価の安定価格を図ることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお、甲良町では、議会の良識によって、この意見書が可決されたことを紹介しておきます。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

続いて、意見書21号の農業委員会・JAの解体につながる農政改革に反対する意見書(案)について、趣旨説明します。

政府は、6月13日の規制改革会議の答申を受けて6月24日閣議決定しました。私が一般質問でも発言したように、この答申には、1. 農業委員会の公選制を廃止し、市町村長による委員選任。2つ目に、委員は半数程度にする。3番目に、これまで農業委員会が行っていた農地利用の協議については、別途の委員会を設置し、農業委員会から外す。4番目に、農家の要望を自治体や国に行う建議制度の廃止などとなっています。このようなことが閣議決定されたことで、滋賀県の13市の農業委員会が6月25日、安倍晋三内閣総理大臣に意見書が提出されました。

JA中央会の見直し、全農の株式会社化、単位農協から信用・共済事業を分離し、連合会の事実上の解体を進めることは、地域農業や地域経済を支え、地域のインフラを提供してきた農協の役割をないがしろにしてしまい、これにはICA、国際協同組合同盟会長も協同組合の抜本的な原則に攻撃を加えていると懸念を示しています。

今、食糧危機が心配される中で、将来にわたって安心・安全な食糧生産・供給を担い、環境と調和の農業を守れるのは家族農業です。それを支える諸制度と地域コミュニティ、協同組合の自主的な発展の道こそ議論されるべきです。農業再生に逆行する農業委員会の解体、農業協同組合の解体に反対します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(立入三千男君) これより、ただいま議題となっております意見書第15号から意見書第21号までについて、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「はい」の声あり)

○議長(立入三千男君) 暫時休憩いたします。

そのまま自席でお待ち下さい。

(午後2時54分 休憩)

(午後2時56分 再開)

○議長(立入三千男君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第14番、丸山敬二議員。

○14番(丸山敬二君) 第14番、丸山敬二です。

それでは、意見書第16号、新聞購読料への消費税軽減税率の適用を求める意見書(案)について、質疑をいたします。

軽減税率適用には、特に、低所得者には利点があることは間違いありませんが、その適用商品、あるいはサービスの範囲をどこまでにするか等の判断には、非常に難しいものがあります。

出されております意見書は、新聞購読に限定しておりますけれども、その内容に関し、次の点をお伺いをいたします。

まず1点目。記1で、消費税に軽減税率を導入すると言っておきながら、2では、新聞購読料に限定しているのはなぜですか。

2番目。消費税の増税は、平成24年6月、民主、自民、公明の三党合意による社会保障と税の一体改革に基づき実施するものでありますが、軽減税率を導入した場合、税収は減となることが想定されます。社会保障の財源は、どこから確保するのかをお伺いをいたします。

3番目。新聞以外にも、軽減税率を適用すべき商品やサービスはあると思いますが、冒頭申し上げましたように、非常に判断は難しいものがあります。これらの線引きは、どこで行うのかをお伺いをいたします。

4点目。軽減税率適用は、生活必需品へということであれば理解できますが、新聞にはいろんな情報があり、生活を潤わせているという意味では価値あると思いますが、生活必需品と言えるのかどうかをお伺いをいたします。

5番目に、軽減税率が適用されれば、購読者にはありがたいことではありますが、意見書

(案)の内容からも、販売店の経営悪化や従業員の雇用不安など、新聞販売店の救済のよ
うに読み取れるが、この辺はいかがでしょうか。

6番。先ほどの説明で、政府税調で広く意見を聞くというお話がありましたけども、意
見書提出者の方には、この軽減税率について政府・与党に対し、この新聞への軽減税率を
適用しろというのか、後押しをしようというのかをお伺いいたします。

以上、6点、よろしく申し上げます。

○議長(立入三千男君) 19番、河野司議員。

○19番(河野 司君) それでは、丸山議員の質疑に対しまして、答弁をさせていただ
きたいと思います。

まず、質疑でございますけれども、質問されるにあたって、その意図、これは明確では
ないんですけど、これ、意見書を上げるということに対して、反対なのか賛成なのかとい
う、そこも、後々、あれしますけれどもね。そこを確認しておかないと、私の答弁も、今
の現状だけの話になるんですけど、1番目、軽減税率適用はなぜ新聞購読料なのかという
ことでございますけれども、軽減税率、当然、消費税が創設されたときから、食料品とか飲
食物、そういう生活必需品に対しては、そういう軽減税率を求めているという、これは消
費税創設のときからございました。

5%から8%になったときもありましたけれども、それも実施されてなかったね。そう
いうことでございます。そして、また、来年度の秋ごろには、消費税を10%にするとか、
せんとか、これは、まだ国の方でも議論はこれから、まだ決めていないという状況でござ
います。

そこへ、この意見書が上がってきましたね。これは、当然、ご承知のように、野洲市内
の新聞販売店の皆さん、当然、全国の協会の協会長からの要望もございまして、野洲市内
の善良な市民が、意見書を上げて下さいというふうに要望されたということでございます
ので、これは、新聞関係者の方が持ってこられたということで、新聞購読料ということに
なりますわね。

あと2つ目。消費税の増税は、平成24年6月、民主、自民、公明の三党合意による社
会保障と税の一体改革に基づく実施するものでありますが、軽減税率を導入した場合、税
収は減となることが想定されます。社会保障の財源は、どこから確保するのか。

これは、私が答弁できるものでもございませぬし、今、税制調査会、いろいろ議論して、
当然、どこの国でも地方でもそうですけど、入りがあって出があるのでね。これは、入り

が減ったら当然、出も減るか、しかし、借金するとか。これは、いろんな方法がございます。これは、私が答弁する問題でもないと思います。

3番目の、新聞以外にも軽減税率を適用すべき商品やサービスはあるが、線引きはどこで。これも、私が答弁できる問題ではございませんわ。当然、私、当初言いましたように、飲食物とか、どれを生活に必要なものは、やはりしていくように、今、検討しているらしいですけど、これもわかりません。

4番目。軽減税率適用は、生活必需品へということであれば理解できるが、新聞購読は生活を潤わすことがあっても、生活必需品と言えるか。これも、ちょっと難しいので、私が答弁はできません。必需品というと、必要なものやからね。ちょっと、私、これも難しい質問やと思いますよ。これはまた何かの資料で調べて下さい。これは、私が答弁する問題ではないと思いますよ。

そして、軽減税率を適用されれば、購読者にはありがたいことであるが、意見書（案）では、新聞販売店の救済のように読み取れるがいかがか。これは、ちょっとね。これも、質問者の受けとめ方だと思いますよ。これも、私がどうのこうの言う問題ではないと思いますね。たまたま新聞関係の方の意見書を上げてくれという思いですのでね。他の飲食店さんとか、そういう事業者の方が上げてこられたら、また、それはそういうようになりますしね。救済というふうな、これ、捉えないと思いますよ。救済じゃないと思います、これ。やっぱり説明させてもらうように、やはり書籍、新聞、いろんなこういう活字文化のということで、必要であろうと私は思いますし、私としては、必需品にあたると、このように思います。

第5番の。6番目ですか。政府・与党内で軽減税率を適用の話がされていくのか、とりわけ新聞購読料の適用について、意見書提出者は、私ですね。政府・与党に対し、軽減税率を適用しろというのか、後押しをしようというのか。書かれているように、後押しも適用しなさいというのも、当然、意見書を出す以上は、そういうふうになりますね。

こういう質問ですねけど、なかなか明確には答えてないかわかんけれども、そう言うように思ってますよ。やっぱり出た以上は、私としても、国に物を言うていかなあかん、市議会として。市議会の議員として、やっぱり言うべきことは言わなあかんという思いはしてます。相手が誰であろうとね。やっぱり善良の市民の意見やから、それはそのまま、私としても判断をしています。

ということでよろしいでしょうか。

○議長（立入三千男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山敬二君） なかなか明解と言いますか、とは言いにくい答弁でございまして、最初に、賛成か反対か言うてもらわなわからへん、答弁できひんというようなことがありましたけど、私は、質問をして、その内容によってどっちか判断する。これが普通ではないかなと、このように思っています。

そして、まず1番目に、なぜ新聞購読料に限定しているんやという、新聞関係者が持って来たからやとかいう、本当に、やはり意見書として出すからには、責任を持って出していきたいなと思います。このように思います。この辺のところは非常に。他にもいろいろ適用するようなものがあるんですね。だけど、持ってきたからやるというのは、ちょっとどうかなという気がします。

それから、社会保障と税の一体改革の中で、軽減税率を導入すると減収になるやろうという話で、どこから持ってくるのかというたら、答弁できないと。ちょっとこの辺も考えておいていただかんといけないかなと、私は思います。

ちなみに、合っているかどうかわかりませんが、私の試算では、例えば、これ、新聞協会が要求している軽減税率というのは、来年の10%になるときに、現行の8%から下げるのではなくて、5%のままにしておけやと、こう言っているんですね。何か、そこもちょっとおかしいなという気はするんですけども、例えば、今、新聞1紙当たりどれぐらいかわかりませんが、例えば、5%の税込みのときの3,500円ぐらいだとすると、税抜きにしますと3,300円ぐらいになります。これを、税率が10%になりますと、3,666円。これと5%税込みとの差額は166円になるんですね。これで、2013年現在の新聞の購読料を見ますと、一般紙、スポーツ紙合わせて、4,700ぐらいあるんですよ。4,700万。ごめんなさい。これで、この166円分が減った分がどれぐらいになるのかと言うと、78億ぐらいになるんですね。1カ月ですよ。1年でどれぐらいになるかと言うと、936億。これだけ減になるんですわ。だから、この辺が、やっぱり社会保障に対する税収が936億減額されるので、この辺をどうするのやというのを、やっぱり考えなければいけないん違うかなと思うんです。それで、どういうふうにおおのか聞いたんですけども、答弁できないと。非常に残念なことだったんですけど、この約940億減になることについて、提出者はどのようにお考えなのかをお伺いをいたします。

それから、新聞以外にも軽減税率を適用すべき商品は探したらあるやろうと言ったんで

すけども、これについても答弁できないというようなことですが、できないのやったらできない。先ほどと一緒にですね。それは結構として、次の4番目に聞きました生活必需品への適用は理解できるということやけども、何で新聞やと。新聞にはいろんな情報がありますよね。国の話やとか、生活の話やといろいろあるので、そういう意味では、冒頭、私も質問のときに申しましたけども、生活を潤わせるという意味では価値はあるけども、生活必需品と言えるかということに対しては、答弁するものではないので調べてくれと。こういうことなので、じゃ、ここでお伺いしますけども、生活必需品ということ言えば、食料品ですね。軽減税率を導入する食料品、そうですけども、あと水やとか電気もそうですね。じゃ、この水や電気について、いわゆる生活必需品についてはどう考えているのか。それ抜きで新聞だけでいくのか。これもお伺いします。

それから、あと何がありましたっけ。新聞販売店の経営悪化や従業員の雇用不安、こういうことを話しさせてもらいました。これは、消費税そのものの軽減税率を導入することによって、あれ、趣旨にも書かれていますように、購読者が減るとか、そういうことと言えば、販売店の、当然、収入が減るといって言われているので、このところは、私はどうかなというふうに思っております。

それから、当然、意見書を出すからには、河野議員も言われてましたように、軽減税率を適用しろというのか、後押しをしようというのか、両方ともやと、こういう話でしたけども、説明の中では、税調がこれから意見を聞くと言うとるんですね。だから、まだ方針が出てないんですよ。だから、早う方針を出して適用せえと言うのか、いや、方針が決まっているからよっしゃ行け、行けという後押しをするのか、どっちやというてお聞きしたんです。これ、河野議員、もう一回、お願いします。

ですから、3つですね。よろしいでしょうか。

○議長（立入三千男君） 19番、河野司議員。

○19番（河野 司君） 今、質疑で2問目されましたけれども、総じて、先ほど私が回答した中に、要約されて入っているわけなんですけれども、あえて、最後の話は聞いてましたけども、政府・与党に対して軽減税率を適用をと後押ししてるのか、するのか。

これも、申しましたように、私、市民が上げた意見書なんですよ、これ。だから、当然、私としては、物を言うていかなあかんと思うから上げるという行為に出ているわけでありまして、そこで、疑いをもたれているような、今、そんな質問やと思うんですけど、趣旨説明の中でわかっていただけなかったんですかな。それを、やっぱり信用していただけれ

ば、今、丸山議員の質疑は、私はあり得ないな、このように思うわけなんですけどね。まず、そういうことで。

いずれにしても、今、税調やっとする、春からもやっとするし、これからもまだやる。12月ごろには結論出すというという話を聞いてますけれども、内容の云々は、私は承知していません。軽減税率を適用するのか、せんとかという話もまだやっとする最中。これからですね、全て。

我々は、何もそういう議論は、税制調査会の税金の議論をするんじゃないしに、やっぱり全国民に消費税10%という負担を強いるという、その中で、当然、生活必需品であるのかどうかという話もありますけれども、やっぱり活字のことも、これも必需品と言えれば必需品ですよ、これ。食料は必需品。食べんなら生きていけへんからという、ね。新聞は読んでも生きていけます。そやけど、そういう議論をするんじゃないしに、政府も困っているところがあるんです。消費税8%したら、また10%、なかなかこれはできへんと思いますよ、私は。

しかし、これからもいろんな意見を聞いていきたいというふうに、今も発信もしてますしね。そういう中で、やっぱり意見は言うていかなあかんと。このように私は思いますので、当然、善良な市民がいろいろ、この部分は軽減税率を適用してほしいと話があったら、当然、言うていくのはやぶさかではございませんので、私は。それは、責任やと思います。

そういうことで、あと数字、936億円が減収になるけど、どうするのか。これも、私、最初に言いましたように、金額云々の話では、私は理解できない。実際の計算もしてませんしね。新聞代が何ぼだとか。そう中で、8%、10%というような議論もあるわけですけどね。だけど、全てがまだ、今、議論の最中なんですけどね、これ。せやから、国としても、いろんなご意見を伺いたいと。伺っているという、今、現状ですのですね。何ぼ減収になるやろうとか、そんな仮定の話は、私はできません。

ということです。以上、回答といたします。

生きていくのに必要なものは、必需品というふうに捉えますので、おっしゃっているように、新聞がなぜ必需品やおっしゃっていることも、私もさっきも言いましたように、同じこと何回も言うもんでございませぬので、1つご理解賜りたい。このように思います。

○議長（立入三千男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山敬二君） なかなか期待したお答えがいただけませんでしたけども、やはり、こういう予算ですね。やっぱり900億から減になるということは、考えんとあかん

かなと、私は思います。そんなもん、関係なしで「適用せえ、適用せえ」というのでは、ちょっと無責任かなと、このように思います。

先ほど、水や電気についてどう考えますかと言うたこと、答えはなかったんですけど、多分、同じお答えだと思いますけども、要は、新聞と同じようなことについて言いますと、例えば、NHKの受信料がありますね。これも全く一緒だと思うんです。それから、今はもう大分進んでいます、いわゆるパソコンでもってウェブ上からデータを入手すると。今回のこれも、私もいろいろ、ウェブ上からいろんなデータを引っ張ってきました。先ほど、言いました試算するとどれぐらいになるとかいうのを、そんなん全部、データを引っ張ってきました。そういうものも、結局、新聞やらと一緒にですね。情報としてね。そうなれば、コンテンツ料やとか、パソコンそのものもそういうのに使えるので、購入するときには、軽減税率を適用せえやとか、こういうことになると思います。

そういう意味で、もう一点だけ、最後の軽減税率適用、新聞の購読に限ってということからいけば、先ほど言いました、軽減税率の適用やとか、非常に難しいと思うんですけど、今言うたNHKの受信料やとか、パソコンやとか、そういったものについては、河野議員は、どのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（立入三千男君） 19番、河野司議員。

○19番（河野 司君） 3問目ということで、テレビ、NHK当然、今となっては一定の生活必需品的な媒体でございます。他の書籍もそうですし、やっぱりこれも全て、社会の向上といたしますか、いろんなそういう向上に対しての媒体である以上は、これは、私としては必需品の中に含めて、当然、軽減税率をおっしゃったらいいと思いますし、これは、1つひとつの事業者という部分になりますので、たまたま今は、国の方に申し入れされているかどうか知りませんが、これから、当然、軽減税率を求めて運動されるのかもわかりませんが、それも、そういう媒体は軽減税率の適用を、私はしていただきたい、このように思っているところでございます。

○議長（立入三千男君） 以上で、通告による質疑は、終了いたしました。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第15号から意見書第21号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書第15号から意見書第21号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第15号から意見書第21号までについて、討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後3時25分 休憩）

（午後3時28分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、順次これを許します。

まず、意見書第16号について、第9番、野並享子議員。

○9番（野並享子君） 意見書第16号、新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める意見書（案）につきまして、賛成する立場から討論を行います。

意見書には、新聞の果たす役割が述べられ、さらに販売店の窮状が述べられています。

今回の8%の引き上げにより、新聞離れの加速と経営悪化と従業員の雇用不安も出されています。民主主義を支える公共財としての役割も出されており、まさにそのとおりだと考えます。消費税が8%に引き上げられるときに、軽減税率が取り沙汰されていましたが、棚上げにされたままであります。

そもそも消費税は、低所得者ほど重税になる逆累進の税金であり、税金は所得に応じて支払う累進税にすべきであります。大金持ち、財産家などに応分の負担を求めるべきです。この観点から消費税という逆累進の税に対して、日本共産党は一貫して反対を貫いてきました。

来年の10月には、10%への引き上げを法律どおり行くと谷垣自民党幹事長は発言していますが、読売新聞の世論調査で7割の国民が引き上げに反対をしています。軽減税率の導入や適用は当然ですが、大もとである消費税の増税を3党で合意したこと自体、国民の願いから逆行をしています。来年10月の消費税10%の増税は中止すべきです。今回の軽減税率の導入を求めること、新聞購読料の軽減税率を適用する意見書に対しては、賛成を表明し討論といたします。

○議長（立入三千男君） 次に、意見書第18号について、第16番、矢野隆行議員。

○16番（矢野隆行君） 第16番、矢野隆行でございます。

意見書18号、外形標準課税の拡大に反対する意見書に対する反対討論といたします。

法人税改革、地方税も焦点に政府が外形標準課税の拡大を検討していることに対しまして、全国知事会からも提案されているところでございます。法人実効税率を引き下げる場合の代替措置について、国と地方を通じて巨額の財政赤字が生じており、中長期の経済財政に関する試算、平成26年度7月20日の経済財政諮問会議におきましても、今後10年の名目GDP成長率3%程度と見込んでも、なお国の地方のプライマリーバランスの黒字化が困難であるとされているところでございます。

さらに、今後の人口減少、高齢化の進展による社会保障関係費等の増加が避けられない、こういった中で、地方交付税、税減収分を含めると、その約6割が地方団体の財源である法人課税の見直しは、地方財政に深刻な影響を与えることが懸念されているところでもあります。

また、地方法人課税は、法人がその事業活動におきまして、地方公共団体の行政サービスの提供を受けていること、さらには地域社会の費用におきましても、法人もその負担を担うべきという観点から課税されているところでもあります。

このため、国、地方を通じた法人実効税率の引き下げの検討等を行う場合には、法人関係税に関する政策減税の大幅な見直しによる課税ベースの拡大等により、地方交付税原資の減収分も含め、必要な地方で財源を確保することをあわせて検討し、地方の歳入に影響を与えることのないようにすべきであると思うわけでございます。

代替処置につきましては、幅広く検討すべきであるが、平成27年10月に予定されております消費税10%の引き上げという状況を踏まえると、個人住民税や固定資産税、税率引き上げは住民理解を得ることが、本当に困難であり、現実的な措置ではないと思われるところでございます。この代替措置の検討にあたっては、租税特別措置の見直しをはじめ、課税ベースを拡大することにより、可能な限り法人課税の中での税込中立を優先すべきであると思います。

外形標準課税の拡大につきましては、法人事業税におきまして、法人が地方団体の行政サービスの提供を受けていることから、法人が行う事業活動の規模に着目して課税するものであり、応益制度を原則から見て、外形標準課税は法人事業税の課税方式として望ましいものであると考えられております。

法人事業税の外形標準課税は、法人の事業活動の規模、すなわち事業活動価値等に応じ

た薄く広く課税により、公平性を確保すること共に応益課税としての税の正確を明確化し、
税収を安定化させる機能を持つものであると認識しております。

また、外形標準課税は努力をして成果を上げてきた企業にとっては、法人所得に関わる
税負担が軽減される効果を持ち、新規投資や新分野への進出の促進による経済活性化が期
待できることから、日本再興戦略、これは、平成25年6月14日に閣議決定したもので
ありますけれども、ここが目指す方向性と軌を一にするものであり、拡大していく方向で
検討すべきであると考えられております。

なお、諸外国においても、イタリア、フランス等では、現在でも付加価値に対する課税
として、地方税に外形標準課税を導入している状況でもあります。付加価値割による外形
標準課税の拡大は、法人が単純に給与を削減しても、その分、単年度損益がふえるだけで
結果として、課税標準である付加価値額は変化しないことになっております。

ここで、付加価値額は雇用安定向上の仕組みにより、同じ売り上げなら雇用や給与水準
が大きい方が、むしろ税負担が抑制されることなどから、賃金や雇用に悪影響を及ぼすこ
となく、経済成長とその成果を賃金に反映させる政府の経済対策の考え方に沿ったもので
あると考えられます。

また、中小法人、いわゆる資本金1億円以下への外形標準課税の拡大につきましては、
今回の法人税改革は、法人の国際競争力の強化等の観点から議論が行われていること、中
小法人の経営に対する配慮から、中小法人に係る現行の税率は低く設定されていることな
どを踏まえまして、慎重に今後も検討する必要があると考えられます。

こうしたことから、応益制度を強化、税収の安定化のために、既存に外形標準課税が導
入されている資本金1億円超の法人に対する付加価値割の比重を高めることを優先して検
討すべきであり、その後、資本金1億円以下の法人に対する外形標準付加価値割は検討し
ていくべきと考えられるところでございます。

以上のことから、外形標準課税の拡大に反対する意見書に対する反対討論といたします。

○議長（立入三千男君） 次に、第8番、太田健一議員。

○8番（太田健一君） それでは、外形標準課税の拡大に反対にする意見書（案）に対す
る賛成討論を行います。

この制度は、総務省案の概要での税収に与える効果として、過去の平均的な税収の確保
を目指すものであり、増税を目的とするものではない。現行の所得課税を維持した場合に
比べ、経済状況等に関わらず税収の安定が図られるとしてあります。これは、先ほど、矢

野議員が最後の方に述べておられました応益性、そして税収確保ということをおっしゃっていただきましたが、まず、そもそも、税収確保ということしか頭にないということが露呈してあるということが問題と考えます。

さらには、この制度導入目的の1つに、過去に東京都が銀行税を取り入れたり、神奈川県が場外馬券売り場に課税したりするような、各自治体が独自で課税できることになっている制度を変えろというところにも目的がありました。これ自体が、地方自治の確立に反するものである改正でもあると考えます。

今回、1億円以下の企業にも対象を拡大することにより、影響や問題点というものは、本当に広範に及ぶものとなるということが想定されます。

例えば、まず1点目に、これは個別に計算すればはっきりわかりますが、税負担が軽くなる企業は皆無に等しく、ふえた税額は所得に対する課税でないことから、一般管理費として経費処理することが予想され、経常利益段階での利益を圧迫することは明らかである点。2点目に、賃金に課税することで、ただでさえ、失業率が高くなっている雇用情勢に悪影響が出ることも必至です。

3点目ですが、これは、先ほど、矢野議員が最初の方ですね。法人も税負担をしていかなあかんというようなことは言われてましたが、一般的に赤字法人があたかも地方税を何も負担していないかのごとくの論調というものがありますが、法人企業は法人住民税の均等割、固定資産税、都市計画税、事業所税など、既に多くの地方税は納めているため、さらなるこの赤字法人の税負担がふえるといった結果になります。

このように、多くの問題点を含んでいますが、儲けの有無に関わらず従業員を雇えば人件費に課税し、銀行からお金を借り入れ、借り入れたら支払利子に課税し、土地や建物を借り入れれば、支払い賃料にも課税すると。さらには、法人企業だけだというだけで、資本金等に課税するというのは、企業活動そのものを萎縮させる効果しか産まないといったような悪税と言っても過言ではなくて、景気回復とか経済全体への悪影響というのは計り知れないものになると思います。

矢野議員が、もう全体を通してずっと言われておりましたが、税収、中立性、薄く広く税を確保するということをおっしゃっていただきましたが、そもそもこの制度というのは、資本金の金額が1,000億円を超える巨大企業の課税対象を小さく評価し、税負担を抑える圧縮特例というものがあって、ここに不公正さというものが増幅されていきます。

この圧縮特例というのが何かと言うと、具体的には資本は1,000億円を超えて、5,

000億円以下の部分は、その50%、5,000億円を超えて1兆円の部分は、さらに上の部分は25%と評価し、1兆円を超えた部分には課税をしないとあります。その結果、資本などが1兆円を超えた超巨大産業は何兆円あっても課税対象が4,250億円で頭打ちになり、その0.2%分、8億円程度しか税はかからないといった、この特例があります。

政府見込みでは、資本金額が1,000億円超の企業というのは100社で、そのうちの2社が5,000億円超。帝国のデータバンクによれば、巨大銀行4社が1兆円超であるということです。これらの資本の圧縮規模は30兆円になりまして、約600億円の税が減免されるといったこととなります。

さらに、この持ち株会社には、子会社の持ち株相当分を課税対象から除外するというような特例もありまして、こういったような、今述べた現状を見てもらえれば、不公平さが明らかであるということが理解できると思います。

その一方で、日本経済を支えている多くの中小企業というのは、もともと儲けが薄く、人件費の比重が多いために、今回のこの制度の拡大というのは、赤字経営でも容赦なく税金をむしり取られるといったようなことにつながる、ここに一番大きな問題があります。

今、景気の回復とか、日本経済の再生に必要なことは、今回のような外形標準課税のような巨大資本優遇、それは今説明しましたけど、そういったことではなくて、中小零細企業が活性化すること。これによって、やはり国民の所得を、懐を暖めて、その結果、経済が活性化していくという道を進めるべきであります。能力に応じた税負担を求める制度に改めていくということが一番大切なことだと思います。

以上、外形標準課税の拡大に反対する意見書（案）に対する賛成討論とします。

○議長（立入三千男君） 次に、意見書第19号について、第6番、上杵種雄議員。

○6番（上杵種雄君） 6番、上杵種雄です。

意見書第19号35人学級実現と加配教職員の増員を求める意見書（案）について反対討論を行います。

当意見書（案）では、35人学級など、少人数学級を進めることを基本としています。学級の人数を具体的に明記する形は、必要以上に人件費がかかるものと共に、教育現場の実態に即してない。現時点では時期尚早であると考えます。

なお、教員配置については、加配教員の柔軟な活用によりきめ細かい対応をすべきと考えます。また、文部科学省では、新たに教師、学校力向上7カ年戦略を策定し、ぜひ35

人以下学級を現実にする計画的な定数改善を織り込んでいます。この35人以下学級の実現については、財政事情も勘案しながら進めることとなります。

さらに、全国学力学習状況調査においては、必ずしも少人数学級でなくても、学力、学習状況の効果が上がっていることが実証されました。よって、少人数学級の推進にあたっては、まずは加配教員を現場の実情に合わせて配置していくべきものと考えます。

以上、意見書第19号に対する反対討論とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 次に、第7番、東郷正明議員。

○7番（東郷正明君） 私は意見書19号の35人学級実現と加配教職員の増員を求める意見書に対して、賛成の立場から討論を行います。

全ての子どもたちに行き届いた十分な教育をするためには、35人学級が必要と言われています。しかし、2011年度から始まった35人学級は小学校1年生までの法制化がされて以来、文部科学省では今後の少人数学級の推進や計画的な定数改善について、引き続き検討するとしていますが、依然として前に進んでいないのが現状であります。

一方で、少子化による児童・生徒数を踏まえ、既存の加配定数について合理化を図るなど、教育現場の環境はよりいっそう厳しくなっています。先ほど、上杵議員は、教職員の加配教員とかで人件費が要ると言われました。しかし、教育は国づくりの基本だと思うのです。時期尚早とは、一体、それならいつやるというのでしょうか。今日の子どもをめぐむ状況は、いじめや不登校に見られるように深刻で、さらに貧困と格差の広がりが、子どもたちを一層困難にしています。

今、教育現場に求められていることは、全ての子どもたちに教職員が寄り添う時間をふやし、一人ひとりが大切にされる学校生活を送ることができる教育の実現です。そのためにも、35人学級実現と加配教職員の増員により教育条件の改善が求められることが、この意見書に対して賛成討論とします。

以上です。

○議長（立入三千男君） 以上で、通告による討論は、終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

まず、意見書第15号（仮称）「手話言語法」の早期制定を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、意見書第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、意見書第16号新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、意見書第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、意見書第17号軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、意見書第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、意見書第18号外形標準課税の拡大に反対する意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立少数であります。

よって、意見書第18号は、否決されました。

次に、意見書第19号35人学級実現と加配教職員の増員を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立少数であります。

よって、意見書第19号は、否決されました。

次に、意見書第20号コメの暴落に関して緊急対策を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立少数であります。

よって、意見書第20号は、否決されました。

次に、意見書第21号農業委員会・JAの解体につながる「農政改革」に反対する意見

書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立少数であります。

よって、意見書第21号は、否決されました。

本日、可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は、本職より直ちに関係機関に提出をいたします。

暫時休憩いたします。

（午後3時56分 休憩）

（午後4時10分 再開）

○議長（立入三千男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（山仲善彰君） 平成26年第4回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は去る8月28日に招集させていただき、本日に至りますまで28日間でした。提案いたしました平成25年度決算の認定11件、平成26年度補正予算6件、条例の改正5件、計画変更案件1件、人事案件4件の合計27議案につきまして、慎重なご審議の上、いずれも原案のとおりお認めをいただき、誠にありがとうございます。

特に、新市まちづくり計画の変更につきましては、中主町、野洲町の合併協議会において策定されましたまちづくり計画について、5年間延長することにより合併特例債を効果的に活用し、旧両町の一体化と均衡あるまちづくりを一層進めてまいります。

また、防災関係や基盤整備、高齢化対策などをはじめとして、福祉施策、商業施策、教育施策などについて、多岐にわたりさまざまな分野における施策に対して貴重なご意見や

ご提案をいただきました。これらを真摯に受けとめ、今後の野洲の元気と安心を目指すまちづくりに生かしてまいります。

さらに、議案の採決に際しましては、活発な討論を取り交わしていただき敬意を表すると共に、心よりお礼申し上げます。今後の市政運営に積極的に活用させていただきます。ただし、既に議決されたものへの改めての賛否の表明や不正確な情報に基づく議論が、今回の場で表明されることは、僭越ではありますが、今後の健全かつ建設的なまちづくりに懸念を覚えるところであり、この点に関しましては、残念な思いをいたしております。

今後も、国の制度変更があわただしくなっており、教育・子育て支援、高齢化対策、就労・雇用対策、行政については、市民及び事業者にとって、真によい見本となるよう政策対応をすると共に、駅前整備、病院整備、交通、道路対策、農業を含めた産業振興、環境、景観、観光対策などの課題につきまして、引き続き、透明、公平・公正を基本として積極的な取り組みを進めてまいります。

議員の皆さんにおかれましては、健康には十分留意をいただき、市政運営に一層のご理解とご支援を賜りますことを切にお願い申し上げますと共に、本市発展のためにご活躍をいただきますことをご祈念申し上げます、閉会のご挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○議長（立入三千男君） 以上で、平成26年第4回野洲市議会定例会を閉会いたします。大変、ご苦労さんでございました。（午後4時13分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成26年9月24日

野洲市議会議長 立入 三千男

署名議員 高橋 繁夫

署名議員 河野 司